

三戸町テレワークプロモーション事業業務委託
公募型プロポーザル実施要綱

1 業務の目的

平成28年度に実施した「テレワーク推進事業」では移住定住促進を目的とした「魅力ある仕事づくり」を目指すため、テレワークを試行する事業者を誘致し、実際に当町でテレワークが実現可能であるかの実証実験を実施した。その結果、8事業者がテレワーク試行のために訪れ、インターネット通信環境等、仕事環境に好評価を得られたところである。

テレワーク事業2年目となる平成29年度事業の位置づけは、昨年度整備した「お試しサテライトオフィス」を拠点とした誘致活動を実施し、より多くの事業者を訪れてもらうため、事業に関する周知の強化と町の魅力を発信することである。また、併せて昨年度テレワーク試行のために訪れた事業者やイベントに参加した事業者にも、継続して重点的に取り組んでいることをアピールすることで、何度も三戸を訪れるディープな三戸ファンをつくることも目指すものである。

2 業務の概要

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| (1) 業務名 | 三戸町テレワークプロモーション事業 |
| (2) 業務内容 | 別紙「業務委託仕様書(案)」のとおり |
| (3) 業務期間 | 平成29年度 契約締結日から平成30年3月31日まで |
| (4) 委託料 | 平成29年度 上限3,000千円(消費税及び地方消費税の額を含む) |

3 担当課等

三戸郡三戸町大字在府小路町43

三戸町役場 地方創生推進室

担当：中村 大樹

電話：0179-20-1111(内線：2242)

FAX：0179-20-1102

Mail：h-nakamura@town.sannohe.lg.jp

4 応募参加要件

応募資格要件は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 平成28・29年度三戸町一般競争(指名競争)参加資格者名簿に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (4) 青森県及び三戸町から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村民税の滞納がないこと。
- (6) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (7) 暴力団及び暴力団員の統制下にある者ではないこと。

5 参加表明手続

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加意向申出書(様式1)により参加表明を行うものとし、町は、参加資格を確認のうえ、その結果を通知する。

- | | |
|----------|---------------------------------|
| (1) 応募期間 | 平成29年5月31日から平成29年6月20日 |
| (2) 申込方法 | 参加意向申出書(様式1)を、「3担当課等」担当あて、郵送又は持 |

参により提出すること。

(3) 参加資格確認通知 通知予定日：平成29年6月23日

通知方法：参加資格審査結果通知書により、参加表明のあった者あて郵送により通知する。

6 説明会

実施予定なし

7 提案書作成要領等

別紙「三戸町テレワークプロモーション事業」に基づき、以下の内容により、書類を作成し、8部（正本1部、副本7部）提出すること。

(1) 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

① これまでの実績

ア テレワークに関するコンサルタント業務の実績

イ その他テレワークに関する業務の実績

ウ その他参考となる実績

② テレワークを試行する事業者の誘致

ア テレワークを試行する事業者の誘致方法

イ お試しサテライトオフィス及び当該誘致活動に係る情報発信方法

ウ その他特記事項

③ サポート内容と課題分析

ア テレワークを試行する事業者に対するサポート内容

イ テレワークの推進に向けた課題等の分析業務

④ スケジュールと実施体制

ア 事業実施のスケジュール

イ 実施体制

ウ トラブル等に対する対応体制

(2) 提出書類

① 企画提案書（様式2）

② 見積書（様式3）

③ 関係書類一式（任意様式）

(3) 提出方法

持参又は郵送による

(4) 提出先

「3担当課等」に記載の担当へ提出すること。

(5) 提出期限

平成29年7月7日

8 質疑応答等

(1) 応募を検討している事業者からの質問は、随時「3担当課等」へ問い合わせること。

(2) 参加資格者からの企画提案に関する質問は以下による。

① 質問書（様式4）により、「3担当課等」に記載のメールアドレスに送付すること。

② 質問受付期限は、平成29年6月27日までとする。

③ 質問回答は、平成29年6月30日を目途とし、町ホームページで公表する。

9 失格事項

次の何れかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限までに企画提案書を提出しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 本要綱に違反すると認められる場合
- (5) その他、町が指示した事項に違反する場合

10 審査方法、評価基準

(1) 審査方法

企画提案の審査・評価は、「三戸町テレワーク推進事業業務に係るプロポーザル審査会」(以下「審査会」という。)が行う。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングによる評価の実施

- ① 企画提案書の内容について、1事業者あたり30分(概ね説明15分、質疑15分)のプレゼンテーションを行う。
 - ・当日、配付資料がある場合は、8部を用意すること。
 - ・プレゼンテーションに必要となる機材は町担当者と協議すること。

- ② 開催日時、場所

- ・開催日時：平成29年7月12日 午後1時より
- ・開催場所：三戸町役場 4F 大会議室

(3) 審査結果

審査結果は、平成29年7月18日を目途に決定し、以後、提案者に文書で通知する。なお、審査結果に関する質問又は異議は受け付けない。

(4) 評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- ① 事業者の業務遂行能力及び的確性 【配点20点】
- ② 提案内容の適切性・有効性 【配点60点】
- ③ 本業務遂行の確実性 【配点15点】
- ④ 見積価格の妥当性 【配点5点】

11 受諾候補者の特定

提案内容を総合的に審査・評価し、評価合計点が最も高い者を受諾候補者として特定する。

12 契約に関する基本的事項

受諾候補者の特定後、町と受諾候補者は、提案内容に基づき業務内容及び契約条件の協議を行い、合意したのちに契約を締結する。なお、契約にあたっての主な留意事項は次のとおりである。

- (1) 契約にあたり、契約書を作成し、各1通を保有する。
- (2) 企画提案の内容をそのまま委託するものではないこと。
- (3) 提案された企画提案内容をもとに委託業務仕様書を作成し契約する。
- (4) 業務の全部又は一部について、町の承諾なしに他者に再委託することはできない。
- (5) 審査会による特定後、受諾候補者から辞退の申し出があったとき若しくは契約の相手方として不適格であると判断されたときは、契約を締結しない場合がある。この場合において、町は受諾候補者が要した費用を補償しない。

13 その他

- (1) 提出された企画提案書は、誤字・脱字等軽微なものを除き、変更、差し替え若しくは再

提出は認めない。

(2) 本プロポーザル参加に伴う費用は、参加者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書は、返却しない。

(4) 提出された企画提案書は、原則として公表しない。

14 スケジュール

公募型プロポーザル実施の公表	平成29年	5月31日
参加意向申出書提出期限	平成29年	6月20日
参加資格審査結果通知	平成29年	6月23日
質問書提出期限	平成29年	6月27日
質問書に対する回答期限	平成29年	6月30日
企画提案書提出期限	平成29年	7月 7日
プレゼンテーション・ヒアリング実施	平成29年	7月12日
評価結果通知	平成29年	7月18日 (予定)
契約締結	平成29年	7月28日 (予定)
業務開始	平成29年	8月 1日 (予定)